

必要事項を記入して下さい。※印内は記入しないで下さい。  
受講票の受講者氏名も記入して下さい。

2月12日・13日 佐久市会場

## 安全管理者選任時研修受講申込書

フリガナ		※協会名	※受講No.
氏名 正しい字体ではっきり記入して下さい。		中野	
生年月日	昭和 平成	年	月 日
労働基準協会会員関係 加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。また、加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。	免除科目欄 (科目の一部免除欄項目に記載) (該当を○で囲み修了証の写しを裏面に貼付して下さい)		
【 】労働基準協会 ・ 会員外	①の修了者 安全管理、安全教育 ②の修了者 *危険性又は有害性等の・・・ ③の修了者 安全管理、安全教育 ④の修了者 安全管理、*危険・・・、安全教育		
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日			
事業場所在地		申込担当者所属	
事業場名		" 氏名	
事業主職氏名		TEL	( )
		FAX	( )

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

協会 使用 欄	受 講 料	テキスト(2冊使用)	※ 領収月日	※領収者	※受講番号
全科目受講の方	¥16,500-(会員) ¥20,900-(会員外)	¥1,650-	/		
免除①②③の方	¥8,800-(会員) ¥13,200-(会員外)	¥825-			
免除④の方	¥4,400-(会員) ¥6,600-(会員外)	合計 ¥2,475-			

受講者氏名を記入し、免除のある方は該当に○印をし切り取らないで下さい。

## 安全管理者選任時研修受講票

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※協会名	※受講No.	受講者氏名	講習月日 R7年2月12日・13日 両日とも9時開講
中野			免除①③の方は 13日 9時～16時
			免除②の方は 12日は9時～16時 13日は14時～16時
			免除④の方は 13日 14時～16時を受講すること
		講習会場	佐久地区トラック研修会館

※8時40分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※1 日目		※2 日目	
----------	--	----------	--

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。  
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

## 参考資料

### 安全管理者の資格「選任要件」(労働安全衛生規則第5条)の概要

1. 次のいずれかに該当する者で厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)を修了した者  
(労働安全衛生規則第5条第1号)

- (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校等における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。

2. 労働安全コンサルタント(労働安全衛生規則第5条第2号)

3. 厚生労働大臣が定める次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

(労働安全衛生規則第5条第3号、昭和47年10月2日労働省告示第138号)

- (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統等の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (3) 職業能力開発促進法施行規則による専門課程の高度職業訓練(主たる学科が工学に関する科目に限る)等で一定の課程を修了した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (4) 職業能力開発促進法施行規則による普通課程の普通職業訓練(主たる学科が工学に関する科目に限る)等を修了した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (5) 職業訓練法の施行規則の一部を改正する省令(昭和53年省令第37号)による専修訓練課程の普通職業訓練(主たる学科が工学に関する科目に限る)を修了した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (6) 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。

### 各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社)松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社)長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス2-3	026-227-0235・227-1494
(一社)諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田1-4-11 岡谷商工会館3階301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社)上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社)飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町3丁目2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社)中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社)佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社)伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社)更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96	026-292-0400・293-0403
(一社)大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス2-3 ホームページ <a href="http://www.naganoroukiren.or.jp">http://www.naganoroukiren.or.jp</a>	026-223-0280・223-0277
------------------------	--	-----------------------

会場案内図

